

# 米代川地域森林計画書

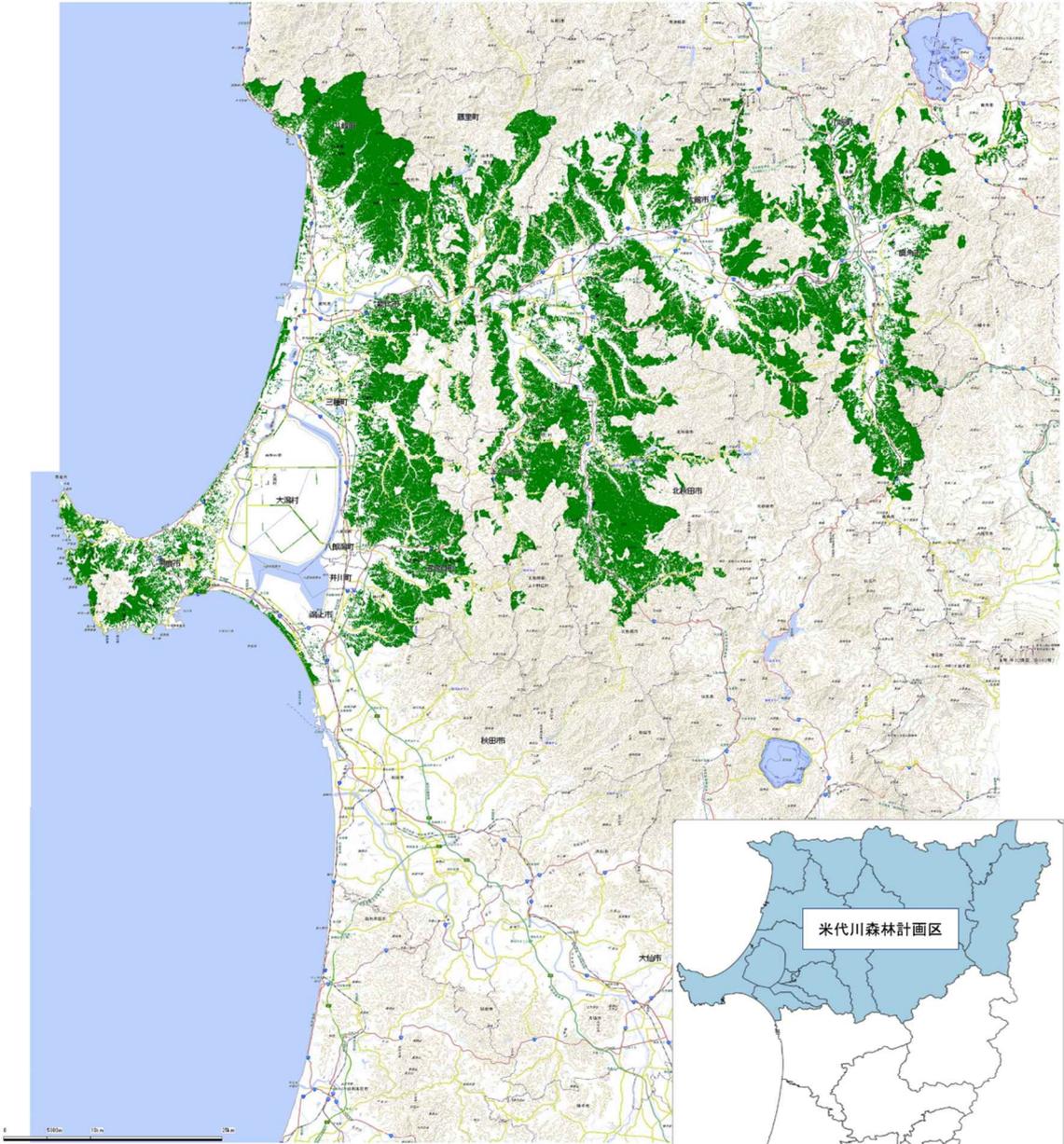
(米代川森林計画区)

計画期間 [ 自 令和 5 年 4 月 1 日 ]  
[ 至 令和 15 年 3 月 31 日 ]

秋 田 県



米代川地域森林計画区の位置図及び計画区内図



凡例

民有林区域 

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（平成30年10月策定、令和3年6月変更）に即し、米代川森林計画区の民有林について、同区域の自然的、経済的及び社会的条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

#### 担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

##### 担当職の職氏名

農林水産部森林整備課	課長	三森 道哉
	主幹（兼）班長	細谷百合子
	主幹	佐藤 博美
	主査	鈴木 博美
	主任	伊藤 洵

##### 樹立に従事した期間

令和4年4月～令和4年12月

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1) 森林の整備及び保全の目標	11
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	11
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	16
(3) その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	17
(1) 人工造林に関する指針	17
(2) 天然更新に関する指針	18
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	19
(4) その他必要な事項	19
3 間伐及び保育に関する事項	19
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	21
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	23
(3) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	24
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	24
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	25
(5) 林産物の搬出方法等	25

(6) その他必要な事項	25
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	25
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	25
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	26
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(6) その他必要な事項	27
第4 森林の保全に関する事項	28
1 森林の土地の保全に関する事項	28
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	28
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	28
(4) その他必要な事項	29
2 保安施設に関する事項	29
(1) 保安林の整備に関する方針	29
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	29
(3) 治山事業の実施に関する方針	29
(4) 特定保安林の整備に関する事項	29
(5) その他必要な事項	29
3 鳥獣害の防止に関する事項	29
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	30
(2) その他必要な事項	30
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	30
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	30
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	30
(3) 林野火災の予防の方針	31
(4) その他必要な事項	31
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	31
(1) 保健機能森林の区域の基準	31
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	31
第6 計画量等	32
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	32
2 間伐面積	33
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	34
4 林道の開設及び拡張に関する計画	35
(1) 市町村別内訳表	35
(2) 箇所別内訳表	36

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	44
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	46
(3)	実施すべき治山事業の数量	47
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	49
第7	その他必要な事項	49
1	保安林その他制限林の施業方法	49
(1)	制限林の施業方法	49
(2)	森林の保護及び管理	52
2	その他必要な事項	53
(1)	水と緑の条例に関する事項	53

- 別表1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表2 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表4 重複指定制限林の所在及び面積
- 別表5 水源森林地域の所在及び面積

別添 参考資料

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 位置及び区域

本計画区は、本県の北部に位置し、北は青森県、東は岩手県、西は日本海、南は雄物川森林計画区に接している、6市7町2村の15市町村で構成される区域です。

計画区域の市町村	総土地面積 (ha)	計画対象森林 (民有林) 面積 (ha)
鹿角市 小坂町 大館市 (大館市、比内町、田代町) 北秋田市 (鷹巣町、森吉町、阿仁町、 合川町) 上小阿仁村 能代市 (能代市、二ツ井町) 藤里町 三種町 (琴丘町、山本町、八竜町) 八峰町 (八森町、峰浜村) 男鹿市 (男鹿市、若美町) 潟上市 (天王町、昭和町、飯田川町) 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村	521, 191	175, 180

注) ( ) 内は旧市町村の名称

資料：総数は、国土地理院「令和4年度全国都道府県市区町村別面積調」

#### (2) 自然的条件

##### ア 地勢

本計画区は東に位置する奥羽山脈に源を發し、西の日本海に注ぐ米代川を取り囲むように、北側の青森県との県境は日本海側から白神山系の真瀬岳 (標高 988m)、二ツ森 (標高 1,086m)、尻高森 (標高 977m) や白地山 (標高 1,034m)、御鼻部山 (標高 1,011m) などの山々が、東部青森・岩手県との県境沿いには中岳 (標高 1,024m)、皮投岳 (標高 1,122m)、八幡平 (標高 1,613m) など奥羽脊梁山脈の山々が、南部の雄物川森林計画区界には柴倉岳 (標高 1,202m)、榎森 (標高 1,016m)、太平山 (標高 1,170m) などの山々が連なっています。一方、日本海側は風の松原など美しい黒松の海岸砂防林が続き、南には鳥海火山帯に属する男鹿半島が突きだし独特の地形を形成しています。米代川には花輪盆地の大湯川、鷹巣盆地の阿仁川、二ツ井盆地の藤琴川などの支流が注ぎ、また、米代川の北部には直接日本海に注ぐ沢目川、南部には八郎潟に注ぐ馬場目川などの中小河川が流れています。

##### イ 地質及び土壌

本計画区の地層は新第三紀、第四紀層に属し、米代川及び各支流流域は堆積岩で構成されています。分布の広い水成岩には泥岩・凝灰岩などが多く、低地では砂礫・段丘堆積物、泥砂・礫となっています。また八幡平に連なる火山帯には安山岩や花崗岩類が広く分布してい

ます。土壌は褐色森林土が広く分布していますが、米代川上流地域から鹿角台地、十和田・八幡平火山地帯付近には火山噴出物からなる浮石流堆積物が、中流から下流にかけての低地から丘陵移行地・台地段丘には黒色土が分布しています。

## ウ 気象

気象は、海岸部と内陸部とでは違いがあり、海岸部の能代地域では最近 10 年間の年平均気温 11.5℃、平均年間降水量は 1,494mm、平均最深積雪は 39cm であるのに対し、内陸部の鹿角地域では年平均気温 9.5℃、平均年間降水量は 1,454mm、平均最深積雪は 71cm と多くなっています。

上記のとおり、内陸上流部は県内でも有数の積雪寒冷地帯であるのに対し、沿岸下流部は冬季の積雪量は少ないものの北西の季節風が厳しくなっています。また、内陸上流部と沿岸下流部では年平均 2℃の気温差があります。

区分	気温 (℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 深(cm)	風速 (m/s)	観測地点
	最高	最低	平均				
上流	28.1	-7.1	9.5	1,454	71	1.7	鹿角
下流	28.7	-2.5	11.5	1,494	39	4.1	能代

資料：気象庁ウェブサイト（平成 3～令和 2 年）

## (3) 社会的条件

### ア 交通

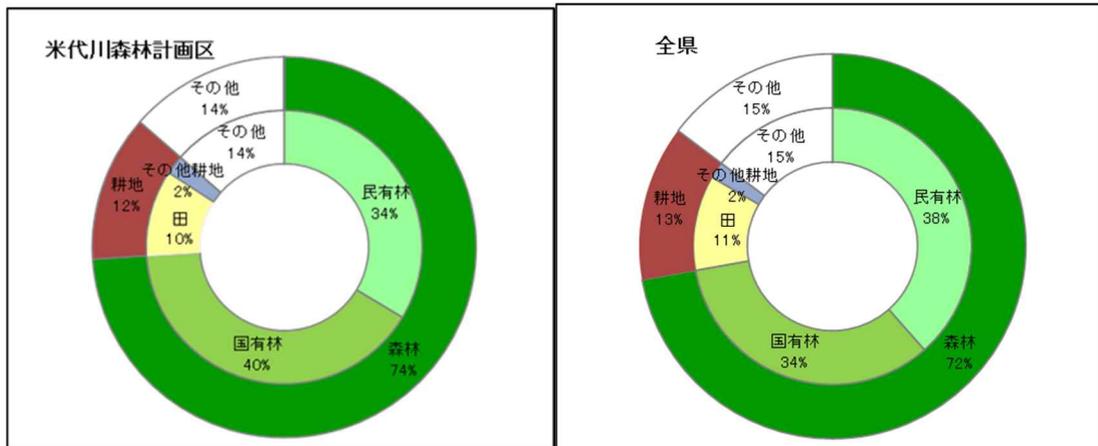
国道は、鹿角地方を通り青森市と結ぶ東北自動車道と北上市から横手市、秋田市を経て能代市に至る秋田自動車道及び国道 7 号線を幹線として 101 号、103 号、105 号、285 号の各線が繋がり、地方道と連絡しています。

鉄道は、JR 東日本旅客鉄道の奥羽本線を基線として、花輪線、男鹿線、五能線が接続しているほか、第三セクターの秋田内陸縦貫鉄道が県の南北を結んでいます。

また、海の玄関口として木材や石炭の輸出入で賑わう能代港、空の玄関口として北秋田市に大館能代空港が整備されています。

### イ 土地利用の状況

本計画区の総面積は 521,191ha で県土面積の 45% を占め、森林が 74%、耕地が 13%、その他 13% となっています。なお、森林のうち、国有林面積の割合が 41% と、県内で唯一、民有林面積を上回っている計画区となっています。



資料：国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」

秋田県「令和4年度秋田県勢要覧」、東北森林管理局計画課、秋田県森林整備課

## ウ 産業経済

本計画区における産業別総生産額の比率は、第1次産業が5%、第2次産業が25%、第3次産業が71%と、第2次、第3次産業のウエイトが高くなっています。

また、産業別就業人口は、第1次産業が11%、第2次産業が27%、第3次産業が60%となっています。

近年、第1次産業の農業分野で総生産額が伸びてきており、5年前の1.4倍となっています。

## (4) 森林計画区の概況

### ア 森林・林業・木材産業の特色

本計画区の森林面積(民国合計)は385,473haで、県内の森林面積の46%を占めています。民有林面積175,180haのうち人工林面積は110,909haであり、人工林率は63%と県平均の57%を上回っています。また、天然61,618haのうち、82%が広葉樹林となっています。

本計画区は、国有林の良質なスギ資源やブナなどの広葉樹資源を背景に林業・木材産業が発展してきた地域であり、6原木市場が開設されています。さらに近年、能代市では能代港に近い立地条件を活かし、木材の輸出拠点となっています。

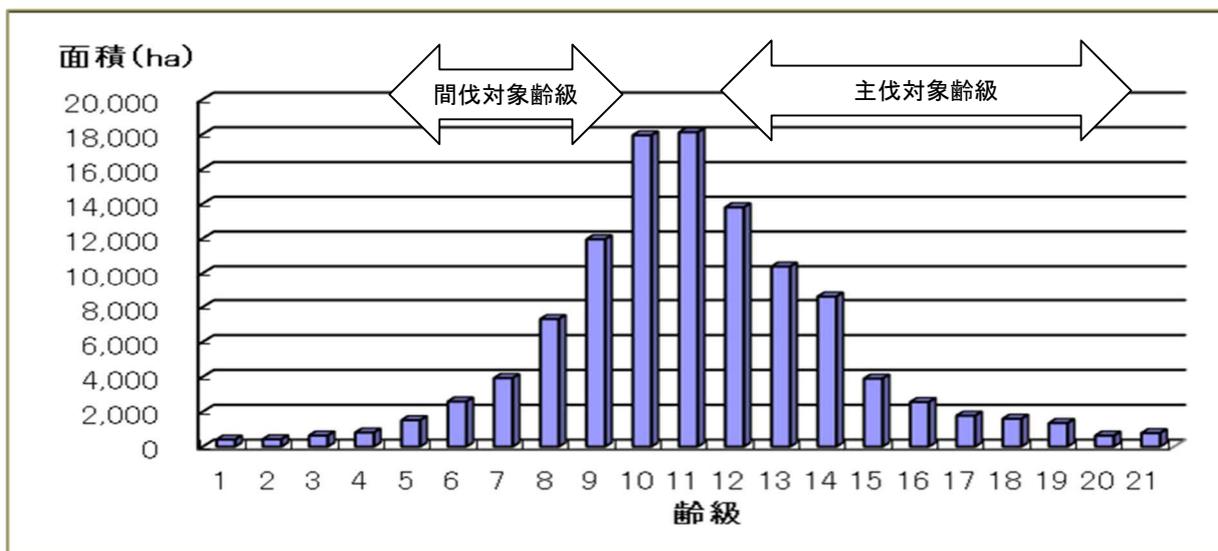
また、研究・開発の機能を有する秋田県立大学木材高度加工研究所が設置されています。

### イ 森林・林業・木材産業の課題

本計画区は、計画区全体の森林面積のうち、国有林が55%を占める地域です。森林面積の45%を占める民有林地域では、スギ人工林面積のうち、72%以上が10齢級以上の林分が占めており、スギ人工林資源の成熟期を迎えています。

今後、持続的な森林経営と森林資源の循環利用を推進するため、施業集約化を進め、路網整備や適正な間伐・主伐を推進する必要があります。また、木質バイオマスの利活用を含めた木材の需給拡大を促進し、川上から川下まで一体とした秋田スギの安定的・効率的な生産・加工・流通を行う、木材供給基地づくりに取り組む必要があります。

■人工林資源の齢級別構成グラフ（米代川計画区）



資料：秋田県森林整備課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5ヵ年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりです。

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千 $m^3$ 、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	1,320	1,350	1,464	904	111	67

【評価】

近年、木材の需要が増加していることに伴い、計画期間内における針葉樹の伐採量が増加しており、主伐は111%と計画量を上回りました。一方、間伐は、予算や労務の制約等から実行量が下回ったことから、計画量の67%となりました。

(2) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,850	2,533	66	1,350	777	58	2,500	1,756	70

【評価】

針葉樹の伐採が計画以上に進む一方、人工造林は計画量の58%にとどまっています。森林の公益的機能の確保と、資源の循環利用を推進するためには、再造林を計画的に実施する必要があります。

(3) 間伐面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
間伐面積	22,500	7,532	33

【評価】

間伐面積の実行率は予算や労務の制約から33%と計画量を下回りました。適正な森林管理及び木材の安定供給の面から、間伐の推進は重要であり、整備を進める必要があります。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

(単位:開設、舗装:km、改良:箇所数、実行歩合:%)

区分	計画			実行			実行歩合		
	開設	拡張		開設	拡張		開設	拡張	
		改良	舗装		改良	舗装		改良	舗装
総数	147.0	70	26.7	47.5	14	2.1	32	20	8

【評価】

林道等の開設・拡張の実行率は、計画に比べて非常に低位となっています。これは、予算の制約や地元の合意形成に時間を要することなどが原因となっています。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定の面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	41,867	41,479	99	20	20	100
水源涵養 <small>かん</small>	26,735	26,082	98	6	-	-
災害防備	15,439	15,310	99	7	7	100
保健風致	2,234	87	4	7	13	186

※保健風致保安林は他の保安林と重複するものがある。

【評価】

公益的機能の発揮が必要な森林について保安林指定を推進した結果、水源かん養保安林で26,082ha、災害防備保安林で15,310haの指定となり、99%とほぼ計画どおり実施されました。

## イ 保安林施設事業

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施工地区数	146	148	101

### 【評価】

治山事業施工地区数は、崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所について整備を行い、計画量を上回りました。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源の<sup>かん</sup>涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきました。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、良好な生活環境保全等の機能の発揮や、地球温暖化問題に対する二酸化炭素の吸収源等、森林の持つ多面的機能への期待が高まるなど、県民の森林に対する要請はますます多様化してきています。

県では、このような期待の高まりに加え、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を図るため、令和4年度より県の指針となる「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」をスタートして、林業・木材産業の成長産業化を更に促進することとしています。

まず、森林資源の循環利用の確立に向けて、林業経営体への森林経営管理の集約化、造林の更なる低コスト化やスマート技術の導入等による省力化、苗木の安定供給体制の確立などの総合的な対策により再造林を促進します。

また、原木需要の拡大に対応するため、低コストで安定的な原木生産体制の整備に向け、林業専用道や森林作業道などの路網整備の推進、高性能林業機械の導入を促進するとともに、木材総合加工産地の確立に向け、木材製品の加工・流通体制の強化や国内外における県産材の販路拡大を進めます。

さらに、手入れ不足の森林の適切な整備・保全を図ることを目的とした「森林経営管理制度」の円滑な推進に向け、制度の主体となる市町村の推進体制の構築への支援や、森林資源情報等の高度化を推進します。

加えて、次代の秋田の林業をリードする人材を育成・確保するため、即戦力となる林業技術者の育成を進め、多様な新規就業者の確保を図ることとしています。

#### (1) 計画策定の基本目標

##### ① 森林資源の循環利用

【木材生産機能を重視する森林】

<森林整備の基本方針>

○林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化を推進します。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。

○将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林

整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。  
○計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材生産機能維持増進森林

## ② 森林の公益的機能の発揮

- 【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を期待する森林】
- 【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能を重視する森林】
- 【大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能を重視する森林】
- 【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能を重視する森林】

<森林整備の基本方針>

- 樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所を分散を図ります。
- 山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。
- 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。
- 原生的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。
- 都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。
- 身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



山地災害防止機能森林



保健休養レクリエーション機能森林

## (2) 主な計画量の概要

### ① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：(材積) 千 $m^3$

区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	5,350	2,750	2,600
広葉樹	200	200	—
計	5,550	2,950	2,600

※計画期末は令和15年3月31日

### ② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底します。天然更新についても同様に自然条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
7,600	4,200	3,400

※計画期末は令和15年3月31日

### ③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画します。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

単位(延長：km)

区分	開設		拡張		
	路線数	延長	改良	舗装	
			箇所数	路線数	延長
	104	214.2	193	43	127.3

### ④ 保安施設に関する事項

(保安林の配備計画)

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位：ha

実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
45,108	29,411	15,535	2,284

注) 実面積は2種類以上の重複を除いた面積

※計画期末は令和15年3月31日

(保安施設等整備計画)

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を次のとおり計画します。

治山事業施行地区数	364 箇所
-----------	--------



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### ○市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		175,180	( )内は	
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名	
	鹿角市	20,967		
	小坂町	4,158		
	大館市	( 大 館 市 )	14,375	
		( 比 内 町 )	7,917	
		( 田 代 町 )	7,966	
		合計	30,258	
	北秋田市	( 鷹 巣 町 )	13,319	
		( 森 吉 町 )	8,719	
		( 阿 仁 町 )	13,315	
		( 合 川 町 )	4,667	
	合計	40,020		
	上小阿仁村	6,502		
	能代市	( 能 代 市 )	9,105	
		( 二ツ井町 )	7,042	
		合計	16,148	
	藤里町	7,021		
	三種町	( 琴 丘 町 )	5,924	
		( 山 本 町 )	4,378	
		( 八 竜 町 )	577	
		合計	10,880	
	八峰町	( 八 森 町 )	6,786	
		( 峰 浜 村 )	7,941	
合計		14,727		
男鹿市	( 男 鹿 市 )	9,371		
	( 若 美 町 )	785		
	合計	10,156		
潟上市	( 天 王 町 )	728		
	( 昭 和 町 )	1,740		
	( 飯 田 川 町 )	367		
	合計	2,835		
五城目町	9,216			
八郎潟町	305			
井川町	1,620			
大潟村	369			

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。  
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。  
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び鹿角、北秋田、山本、秋田地域振興局農林部森づくり推進課です。  
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、積雪量が多く地質的にもぜい弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壌保全機能の増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を図るとともに、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの

森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮します。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき、水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
<p>木材生産等機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することと</p>

	<p>します。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>
--	---

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林 (h a)	109,689	109,858
	育成複層林 (h a)	1,908	3,544
	天然生林 (h a)	60,466	58,661
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /h a)		277	300

- 注) 1 現況は令和4年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

## 2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の有する多面的機能を高度に発揮するよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとしてします。

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。

なお、主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

## ① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図ることとします。

- c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うこととします。

- d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合には、1 箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため 10 月から 4 月の間に伐採を行うこととします。

なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植え込み又は更新補助作業を行うこととします。

## ② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～c の事項に留意のうえ実施することとします。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。

また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとします。

- b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

- c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽することとします。

なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとします。

### ③ 天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次の a～b の事項に留意のうえ実施することとします。

- a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮することとします。
- b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

#### 整備目標森林への誘導方法

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標森林区分
育成単層林	皆伐	①a. b. c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a～d	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	
育成複層林	択伐	②a. c	樹下植栽	育成複層林
		②a. b	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
天然生林	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	③b	樹下植栽	育成複層林
		③b	天然更新 (更新補助)	

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林  
人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林  
天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

#### 標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
米代川 地域森林計画区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期の指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。  
また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

### (3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要がある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林等法令により制限のある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとします。

針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

##### ① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数0.6)	2,101~2,500
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	2,501~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

##### ② 人工造林の標準的な方法

###### a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋状に集積するか、又は植栽地外に集積することとします。

###### b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大

きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図ることとします。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であつて将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととします。
- b ササや粗腐植の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。
- c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- e 天然更新の完了基準は、当該樹種の期待成立本数の30%（立木度3）を基準とし、伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断

される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定めることとします。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

#### (4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更新を確保することとします。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等について次表を標準とします。なお、1回当たりの間伐率は概ね本数率で30%とします（材積で35%以内）。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て 方法	間伐の時期 (年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	11~15	21~25	26~30	31~35	36~40			
		80		11~15	21~25	26~30	31~35	41~45	51~55	61~70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40				
		80		16~20	21~25	26~30	36~40	51~60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸~疎 密度仕立	16~25	26~30	36~40					
		80		16~25	26~30	41~45	56~65				
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度 仕立	16~25	31~40						
		80		16~25	31~40	46~55	56~65				
	大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60	66~75	81~90	

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の種類別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、森林計画区における既往の保育方法を勘案して次表を標準とし、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

### <スギ人工林の保育の目安>

	施業種	林 齢																											備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30					
良質材生産	下刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																		
	除伐										○				○														
	枝打ち														○			○					○	○	○				
	雪起し		△	△	△	△	△	△																					
一般材生産	下刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																		
	除伐											○					△												
	枝打ち															○					○								
	雪起し											○				○													

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

## (3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図ることとします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

## (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には、別表の保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)、森林の自然条件及び社会的条件等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

### イ 施業の方法に関する指針

#### ① 水源涵養機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため皆伐面積の縮小・分散、標準伐期+10年以上の伐期の延長を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

#### ② 山地災害防止等機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため伐採面積の縮小・分散、伐期の長期化を図ることとします。

原則として、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し、育成複層林に誘導することとします。急傾斜の森林又は成長量の低い森林や、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進するほか、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業(標準伐期齢のおおむね2倍以上)を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

### ③ 快適環境形成機能、保健文化等機能維持増進森林の整備に関する指針

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持するための施業（快適環境形成機能）や、憩いと学びの場を提供する観点・美的景観に配慮した施業（保健文化機能）を推進することとします。

育成単層林については、森林景観の創出等の観点から、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し育成複層林に誘導するか、又は自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとし、特に機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進することとします。また、適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

なお、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

### ④ ①～③に掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の指定基準

#### 1) 択伐等による複層林施業を推進すべき森林

##### a 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を定める必要がある森林（山地災害防止等機能維持増進森林）

地形、地質、土壌等の条件から、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林

##### b 生活環境の保全及び形成のため伐採方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能維持増進森林）

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

##### c 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健文化等機能維持増進森林）

湖沼、瀑布等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林で主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は希少な生物の保護のため必要な森林

#### 2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

##### a 水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能維持増進森林）

##### b 地形、気象条件等から、裸地化の影響が大きく、伐採面積の縮小・分散を図る必要がある森林

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

### イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

## (3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林等の設定に当たっては、自然的・社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格となる林道開設や林道施設の機能向上及び長寿命化に向けた林道改良について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造の林業専用道を導入するなど、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進することとします。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路線数	延 長
基幹路網	492	1,223
うち林業専用道	27	57

- (注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいいます。  
 2 出典：令和3年度版秋田県林業統計 ほか

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	110m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	85m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	60 (50) m/ha以上	〔造材〕 〔搬出〕 プロセッサ フォワーダ
	架線系	20 (15) m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 タワーヤーダ プロセッサ

注1 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的

な森林施業を推進することとします。

#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。

#### (5) 林産物の搬出方法等

##### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

##### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林を定めます。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

#### (6) その他必要な事項

林道等路網の開設に当たっては、効率的な森林施業を実施するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

また、民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めることとします。

### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図り、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業経営体への長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図ることとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

## **(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針**

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受けることとし、そのうち林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとします。再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

## **(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

林業従事者の養成・確保に当たっては、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進します。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

## **(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械等の導入を推進することとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者等を計画的に養成するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、利用体制の整備に向けて積極的に取り組むこととします。

また、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入とその普及及び定着を推進することとします。

## **(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資

源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めることとします。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。

#### ア 木材流通の合理化

当計画区の6原木市場については、価格形成、需給調整、機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から近隣の製材工場等への直送システムによる効率化を進めることで、原木の安定供給体制を構築する必要があります。

#### イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は役物製材主体から一般材製材へとシフトしてきており、品質・性能の確かな製品を供給する取組を進める必要があります。計画区内にある秋田県立大学木材高度加工研究所等との連携強化を進め、木材加工の高度化を促進することなどにより付加価値の向上に取り組むこととします。さらには、公共建築物や土木事業のほか、中高層等の非住宅建築物において県産材が積極的に活用されるよう、地域の県産材利用推進協議会に積極的な働きかけを行う必要があります。

#### ウ 関係者の合意形成

米代川流域林業活性化センターが中心となり、令和5年から新たにスタートする「米代川流域森林・林業活性化プロジェクト」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

#### (6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用

等、森林の施業の合理化を進めることとします。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって、水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止する上で、特に林地の保全に留意すべき森林を、地形・地質・土壌・気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

###### ○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市町村別面積

単位:ha

森林の所在	面積	留意すべき事項	備考
総数	42,223		
鹿角市	5,033	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとします。  2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとします。	
小坂町	1,692		
大館市	8,513		
北秋田市	8,573		
上小阿仁村	921		
能代市	2,913		
藤里町	1,892		
三種町	2,188		
八峰町	7,477		
男鹿市	928		
潟上市	723		
五城目町	818		
八郎潟町	5		
井川町	182		
大潟村	366		

注) 森林の地区は、参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一。所在及び区域は、別表。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当ありません。

###### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の配置等適切な措置を講ずることとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理

解を得るための取組の実施等に配慮することとします。

#### (4) その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根等による土壌保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

### 2 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の<sup>かん</sup>涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

#### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当ありません。

#### (3) 治山事業の実施に関する方針

当計画区は、急峻な荒廃溪流を含む保安林が多く、また、ぜい弱な地質に覆われており、これまで豪雨等による溪流の荒廃や地すべり等の土砂災害が多く発生しております。このため、荒廃地の復旧整備を進めるとともに、事前防災・減災の考え方に立ち、重要な保全対象がある保安林を優先して治山事業を積極的に進め、災害の発生防止を図るとともに、保安林の森林整備を進め保安林の機能強化を図り、災害に強い森林を作ります。なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

#### (5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の

方法」に関する方針は次のとおりとします。

## (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林等、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域を定め、鳥獣害対策を推進することとします。

### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることに努めることとします。

特に、ニホンジカは各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。

## (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害等の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、関係市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の防除対策を実施し、加えて、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進することとします。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、防護柵の設置

等の防除対策や野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全等を図ることとします。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。

また、病害虫の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市町村長による許可を受けて行うこととします。

### (4) その他必要な事項

森林病害虫等の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等から見て、森林の保健増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、<sup>かん</sup> 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の育成など、森林の特色を踏まえて多様な施業を実施することとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐などの保育を積極的に行うこととします。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）を定めることとします。

## ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の円滑な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全確保に留意することとします。なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

区 分		総 数			主 伐			間伐
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総 数		5,550	5,350	200	2,950	2,750	200	2,600
前半5カ年の計画量		2,760	2,660	100	1,460	1,360	100	1,300
後半5カ年の計画量		2,790	2,690	100	1,490	1,390	100	1,300
市町村別 内訳	鹿角市	643	618	25	344	319	25	299
	小坂町	116	109	7	54	47	7	62
	大館市	898	860	38	482	444	38	416
	北秋田市	1,158	1,105	53	621	568	53	537
	上小阿仁村	221	215	6	116	110	6	106
	能代市	584	570	14	307	294	14	276
	藤里町	225	216	8	119	111	8	106
	三種町	383	374	9	206	197	9	176
	八峰町	424	403	21	229	208	21	195
	男鹿市	338	328	10	179	169	10	159
	潟上市	108	107	1	60	59	1	48
	五城目町	370	365	5	192	186	5	178
	八郎潟町	12	12	0	6	6	0	6
	井川町	58	56	1	30	29	1	27
大潟村	13	12	1	4	4	1	9	

## 2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位 面積：h a

区 分		間伐面積
	総 数	43,334
	前半5カ年の計画量	21,667
	後半5カ年の計画量	21,667
市町村 別内訳	鹿角市	4,989
	小坂町	1,036
	大館市	6,933
	北秋田市	8,943
	上小阿仁村	1,759
	能代市	4,603
	藤里町	1,765
	三種町	2,940
	八峰町	3,253
	男鹿市	2,645
	潟上市	800
	五城目町	2,973
	八郎潟町	99
	井川町	453
	大潟村	143

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位 面積：ha

区 分		人工造林	天然更新
総 数		4,200	3,400
	前半5カ年の計画量	1,700	2,100
	後半5カ年の計画量	2,500	1,300
市町村別 内訳	鹿角市	483	420
	小坂町	100	77
	大館市	672	653
	北秋田市	867	912
	上小阿仁村	171	103
	能代市	446	241
	藤里町	171	135
	三種町	285	175
	八峰町	315	352
	男鹿市	256	176
	潟上市	78	43
	五城目町	288	87
	八郎潟町	10	3
	井川町	44	22
大潟村	14	0	

注) 人工造林 : 天然生林→育成単層林、未立木地造林  
 : 育成単層林→育成単層林  
 : 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林  
 天然更新 : ぼう芽更新 (育成単層林→育成単層林)、  
 : 天然下種更新 (育成単層林→育成単層林、  
 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林、  
 天然生林→育成複層林)  
 : 天然下種更新 (天然生林→天然生林)

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### (1) 市町村別内訳表

単位(延長:km、面積:ha)

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積区域	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	104	214.2	19,611	193	43	127.3	
前半5カ年 の計画量	45	122.1	13,380	61	13	26.8	
後半5カ年 の計画量	59	92.1	6,231	132	30	100.5	
鹿角市	16	28.3	2,308	42	5	9.5	
小坂町	-	-	-	3	1	2.4	
大館市	25	22.0	5,026	38	4	9.5	
北秋田市	16	20.1	2,259	54	15	55.4	
上小阿仁村	6	9.5	620	17	1	3.0	
能代市	13	29.9	1,458	4	1	2.6	
藤里町	1	2.2	136	4	2	0.8	
三種町	2	2.8	101	10	2	6.1	
八峰町	1	19.7	2,610	6	5	24.0	
男鹿市	4	12.1	554	2	2	1.5	
潟上市	7	23.8	854	-	-	-	
八郎潟町	-	-	-	1	1	1.4	
五城目町	9	31.3	3,024	11	4	11.1	
井川町	4	12.5	661	1	-	-	
大潟村	-	-	-	-	-	-	
合 計	104	214.2	19,611	193	43	127.3	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

## (2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長: km、面積: ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	鹿角市		瀬田石	1.0	191	○		
	林業専用道			下折戸	2.1	67	○		
	林業専用道			十文字	4.1	97	○		
	林業専用道			男平土筆森	1.0	233	○		
	林業専用道			熊沢	1.0	388	○		
	林業専用道			永田	1.0	154	○		
	林業専用道			妻ノ神	1.0	114	○		
	林業専用道			毛馬内沢	1.0	232	○		
	林業専用道			堀内	0.8	103	○		
	林業専用道			谷内	1.0	195	○		
	林業専用道			鳥姥	2.3	53	○		
	林業専用道			田の沢	2.0	70			
	林業専用道			長牛	2.5	102			
	林業専用道			根瀬	2.5	33			
	林業専用道			長根	3.3	225	○		
	林業専用道			上山田	1.7	51	○		
		小計		16	28.3	2,308	13		
林業専用道	大館市	大館市	八幡下	1.0	117				
林業専用道			滝ノ沢	1.0	78				
			鯉沢	0.5	93				
			山新	2.0	1,550				
			上茂内	1.0	825				
			釈迦池	1.0	210				
			城ヶ森	1.0	340				
			大明神	1.0	88				
			猿間	1.0	210				
林業専用道			数馬	1.0	54	○			
	比内町	比内町	館ヶ沢	1.0	90				
			金山	0.5	44				
			三階滝	0.6	34				
			柄井沢	0.5	110				
			南長内沢	0.8	33				
			只越	0.5	35				
			大沢	1.0	230				
			滝沢	0.5	73				
			東休閒内沢	0.5	77				
			ザッピ内	0.6	164				
	田代町	田代町	二度突	0.5	32				
			大橋	0.5	30				
			大石渡沢	0.5	43				
			長坂本郷	0.5	314				
林業専用道			大川目元渡	3.0	152	○			
	小計			25	22.0	5,026	2		

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	北秋田市	鷹巣町	田子ヶ沢	2.0	97	○		
	林業専用道			田子ヶ沢支	1.0	50	○		
	林業専用道			熊沢口	2.8	153	○		
	林業専用道			熊沢口支	1.0	50	○		
	林業専用道			長坂	5.3	165	○		
			森吉町	惣内	0.5	175			
				天館	0.5	35			
				惣内滝の上	1.0	266			
				浦田	1.0	332			
				新屋布	0.5	36			
				神仏	0.5	60			
				白坂	0.5	35			
			阿仁町	高畑台	0.5	49			
				段ノ上	1.0	56			
				佐山	1.0	550			
				太平佐山	1.0	150			
		小計		16	20.1	2,259	5		
	林業専用道	上小阿仁村		抜石尻高沢	2.0	87	○		
				中山	1.0	74			
				樋ノ沢	1.0	94			
	林業専用道			八森沢支	2.0	143	○		
	林業専用道			多々羅沢支	0.5	71			
		小計		6	9.5	620	3		
	林業専用道	能代市	能代市	不動前	2.8	110	○		
	林業専用道			第二不動前	2.3	52	○		
	林業専用道			榎沢高森	3.0	140	○		
	林業専用道			深沢1	1.5	120			
	林業専用道			深沢2	1.5	100			
	林業専用道			榎沢高森支	2.1	80			
	林業専用道			天内	4.0	278			
	林業専用道		二ツ井町	梅内沢南	3.9	250			
	林業専用道			西ノ沢船打沢北	1.5	39	○		
	林業専用道			西ノ沢船打沢南	1.4	66	○		
	林業専用道			田ノ沢悪戸	3.2	101	○		
	林業専用道			猿田沢	1.0	50			
	林業専用道			根太沢	1.7	72	○		
		小計		13	29.9	1,458	7		
	林業専用道	藤里町		桂岱	2.2	136			
		小計		1	2.2	136	0		

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面 積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	三種町	琴丘町	百川新屋敷	1.7	70	○		
	林業専用道			第2百川新屋敷	1.1	31	○		
		小計		2	2.8	101	2		
		八峰町	峰浜村	峰浜	19.7	2,610	○		
		小計		1	19.7	2,610	1		
	林業専用道	男鹿市	男鹿市	丸森	5.5	155	○		
	林業専用道			仁井山	3.5	140	○		
	林業専用道			長沢	0.8	110	○		
	林業専用道			田谷沢住吉	2.3	149	○		
		小計		4	12.1	554	4		
	林業専用道	潟上市	昭和町	大工焼山沢	3.0	86	○		
	林業専用道			北坂	7.7	182	○		
	林業専用道			豊川山田岡井戸	6.0	303	○		
	林業専用道			中沢	1.5	30	○		
	林業専用道			浅見沢	3.0	148	○		
	林業専用道			船橋	2.0	75	○		
	林業専用道			大工焼山沢支	0.6	30	○		
		小計		7	23.8	854	7		
	林業専用道	五城日町		森山猿田沢	3.0	696	○		
	林業専用道			五秋蛇喰	2.5	944	○		
	林業専用道			猿田沢	7.0	269			
	林業専用道			湯ノ又	1.4	201	○		
	林業専用道			大畑	7.0	238	○		
	林業専用道			浅見内	4.9	273	○		
	林業専用道			野鳥の森	2.0	150			
	林業専用道			滝ノ下	1.0	130			
	林業専用道			富田	2.5	123	○		
		小計		9	31.3	3,024	6		
	林業専用道	井川町		菅生沢	5.0	283			
	林業専用道			施田黒坪	3.2	134	○		
	林業専用道			林坂	2.0	55	○		
	林業専用道			柿木板沢	2.3	189			
	小計		4	12.5	661	2			
合 計				104	214.2	19,611	45		

注)

- 1 終点側の林道は路線数として数えない。
- 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		鹿角市		長根	1	○			
				堀内	10	○			
				鴫割石	8	○			
				長嶺熊沢	2	○			
				尾去沢・休閒内	2				
				甘露	3				
				黒沢頭	2				
				下水沢	4	○			
				上山田	3	○			
				大沢	3	○			
				歌内沢	1				
				割石	2	○			
				熊沢	1	○			
		小計		13	42	9			
		小坂町			鴫割石	3			
		小計		1	3	0			
		大館市	大館市	大館市	山館	2			
					萱仮戸沢	1			
					軽井沢	1			
					割沢	1			
			比内町	比内町	奥見内	1			
					二又	2			
					薬師森	1			
					根堀沢	4			
					大葛	2			
					尾去沢休閒内	5			
					羽貫谷地	1			
			田代町	田代町	大館蛭沢	8			
					円学	1			
					大岱高岨	2			
					田代相馬	3	○		
					中岱	1			
					上鴨沢	1			
		内越山沢			1				
		小計		18	38	1			
		北秋田市	鷹巣町	鷹巣町	岩谷	3			
					奥見内	1	○		
					鷹森	3			
					根小屋沢	3			
					前山滝の沢	2			
					岩堰根	1			
			森吉町	森吉町	浦支内	5			

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備 考		
			旧市町村							
自動車道		北秋田市	森吉町	浦支内支	1					
				惣内	3					
				大滝沢	3					
				大森	3					
				長野沢	2					
				上惣内	1					
				差川	1					
			阿仁町	小様	1					
				中佐山	2					
				熊鷹	2					
				十二ノ沢支	3					
				小倉沢	1					
				根子	2					
				馬見長根	4					
			合川町	上の山	1					
				木畑沢	1					
				羽根沢	2					
				関の沢	1					
				芹沢	1					
				根小屋沢	1					
			小計				28	54	1	
		上小阿仁村			仏社	2				
					春沢	6				
					田の沢	1				
					長信田	3				
					上合地	1				
					黒滝	3				
					祝の沢	1				
		小計				7	17	0		
		能代市	能代市		常盤	2	○			
幟山	1				○					
母体	1				○					
小計				3	4	3				
藤里町			西薄井沢	4	○					
小計				1	4	1				
三種町	琴丘町		琴丘陵	9	○					
	山本町		砂子沢	1	○					
小計				2	10	2				

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇 所 数	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	図 面 番 号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		八峰町	八森町	水の目	1	○			
				八代沢	1	○			
				池の台	2	○			
			峰浜村	塙	1				
				熊沢	0.5				
		小計			5	6	3		
		男鹿市	男鹿市	北浦	0.4				
				増川	1.1				
		小計			2	1.5	0		
		八郎潟町		天池	1	○			
		小計			1	1	1		
		五城目町		富津内稜	3.5				
				猿田沢	3.0				
				黒土	1.8				
				天池	2.8				
		小計			4	11.1	0		
		八郎潟町		天池	1.4				
小計			1	1.4	0				
合 計				86	193	21		0	

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

## (2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長: km)

種 類	(区分)	位 置		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考		
			旧市町村							
自動車道	鹿角市			鴫割石	5.5					
				長嶺熊沢	1.0	○				
				尾去沢休閒内	1.0					
				小豆沢	1.0	○				
				割石	1.0	○				
		小計		5	9.5	3				
	小坂町				鴫割石	2.4				
					小計	1	2.4	0		
	大館市	大館市			大館蛭沢	0.1				
					大滝	0.2				
		比内町			平内沢	6.0				
					田代町	円学	3.2			
		小計		4	9.5	0				
	北秋田市	鷹巣町			奥見内	2.1	○			
					根小屋沢	4.0				
					前山滝の沢	1.0				
					岩堰根	0.5				
					横淵中屋敷	0.9				
		森吉町				大森	9.8			
						鷹森	3.3			
						惣内	1.8			
						小又	0.2			
		阿仁町				宝附	3.1			
						阿仁	12.7			
						根子	3.0			
						土平	0.3			
						栩木沢	12.0			
		合川町			上の山	0.7				
		小計		15	55.4	1				
	上小阿仁村				春沢	3.0				
					小計	1	3.0	0		
	能代市	能代市			常盤	2.6	○			
					小計	1	2.6	1		

単位（延長：km）

種 類	(区分)	位 置		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		藤里町		前山滝の沢	0.4	○		
				上薄井沢	0.4	○		
		小計		2	0.8	2		
		三種町	琴丘町	井戸下田	3.9	○		
				鹿渡渉	2.2	○		前期1.1km
		小計		2	6.1	2		
		八峰町	八森町	八代沢	3.7	○		
				湯の沢	8.8	○		前期5.4km
				泊沢	5.8			
			峰浜村	水沢山	3.0	○		前期1.5km
				埴	2.7	○		
		小計		5	24.0	4		
		男鹿市	男鹿市	北浦	0.4			
				増川	1.1			
		小計		2	1.5	0		
		五城目町		富津内稜	3.5			
				猿田沢	3.0			
				黒土	1.8			
				天池	2.8			
		小計		4	11.1	0		
		八郎潟町		天池	1.4			
		小計		1	1.4	0		
		合 計				43	127.3	13

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数(実面積)	45,108	42,259	
水源涵養のための保安林	29,411	26,377	
災害防備のための保安林	15,535	15,545	
保健、風致の保存等のための保安林	2,284	337	

注1 総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：h a

指定解除別	種類	森林の所在			面積		指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積	
指定	水源涵養	鹿角市	鹿角市	八幡平	3,329	295	水源の涵養
		大館市	大館市	長走 山館 猿間 柄沢 芦田子			
		北秋田市	鷹巣町	今泉			
			阿仁町	戸鳥内 荒瀬 阿仁比立内			
		能代市	能代市 二ツ井町	天内 小掛			
		男鹿市	男鹿市	男鹿中中間口			
		五城目町	五城目町	内川浅見内 内川湯ノ又 富津内中津又			
		井川町	井川町	井内			
指定	災害防備	鹿角市	鹿角市	十和田錦木 十和田大湯 十和田末広 十和田岡田 花輪			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 雪崩等の防備
		小坂町	小坂町	上向 小坂 大地			
		大館市		道目木 雪沢			
			比内町	花岡町			
			田代町	小坪沢 外川原 山田			

指 定	災害防備	北秋田市	鷹巣町	前山			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 雪崩等の防備
			森吉町	森吉 浦田			
			阿仁町	荒瀬 真木沢鉦山 伏影 比立内 阿仁中村 阿仁小様			
		能代市	能代市	常盤 檜山 外割田 中沢			
			二ツ井町	仁鮎 田代 梅内 切石 二ツ井荷上場			
		藤里町	藤里町	藤琴			
		三種町	山本町	上岩川			
		八峰町	峰浜村 八森町	石川 八森			
		男鹿市	男鹿市	船川港小浜 船川港台島 船川港船川 船川港 船川港女川 船川港仁井山 船川港椿 船越 脇本富永 戸賀戸賀			
		潟上市	昭和町	豊川岡井戸			
		五城目町		内川黒土 内川湯ノ又 富津内中津又			
		合 計					

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年 の計画面積	解除を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
解 除	水源涵養 <sup>かん</sup>	鹿角市、小坂町、大館市			8	6	公益上の理由 指定理由の消滅
		北秋田市、能代市、八峰町					
		男鹿市、潟上市					
	災害防備	鹿角市、小坂町、大館市			9	7	
		北秋田市、能代市、藤里町、三種町					
		八峰町、男鹿市、潟上市、大潟村					
保健・風致	能代市、八峰町、藤里町、三種町			13	10		
	男鹿市、潟上市						
合 計				30	23		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養 <sup>かん</sup>	-	64	500	2,200	500
災害防備	110	35	300	1,300	300
保健・風致	210	-	-	-	-

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当ありません。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画  
 (3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		単位 地区	備考	
市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画	主な工種		
鹿角市		八幡平	13	6	山腹工		
		花輪	3	2	山腹工		
		十和田大湯	9	4	山腹工		
		尾去沢	4	3	溪間工		
		十和田瀬田石	1	1	山腹工		
		十和田末広	1	1	山腹工		
		十和田錦木	1	1	本数調整伐		
小坂町		小坂	9	4	山腹工		
		大地	2	2	山腹工		
		上向	2	2	山腹工		
		小坂鉦山	1	1	本数調整伐		
大館市	大館市	粕田	3	1	溪間工・山腹工		
		雪沢	3	1	溪間工・山腹工		
		猿間	1		溪間工		
		葛原	3	1	溪間工・山腹工		
		曲田	2		溪間工・山腹工		
		長根山	1		溪間工		
		軽井沢	1		溪間工・山腹工		
		東	2		溪間工・山腹工		
		芦田子	1		溪間工		
		山館	1		溪間工		
		茂内	2	2	溪間工・山腹工		
		十二所	4	3	溪間工・山腹工		
		白沢	2	1	溪間工・山腹工		
		花岡町	3	1	溪間工・山腹工		
	柄沢	2	1	溪間工・山腹工			
	中山	4	2	溪間工・山腹工			
	比内町	大葛	5	2	溪間工・山腹工		
		独鉦	5	3	溪間工・山腹工		
		中野	5	3	溪間工・山腹工		
		八木橋	2		溪間工		
		小坪沢	1		溪間工		
	田代町	早口	3	1	溪間工・山腹工		
		外川原	1		溪間工・山腹工		
		岩瀬	3	1	溪間工・山腹工		
		山田	3	1	溪間工・山腹工		
	北秋田市	鷹巣町	綴子	3	1	溪間工・山腹工	
			七日市	2	1	溪間工・山腹工	
前山			3	1	溪間工・山腹工		
坊沢			2		溪間工・山腹工		
今泉			1		溪間工・山腹工		
森吉町			本城	2		溪間工・山腹工	
阿仁前田		2	1	溪間工・山腹工			
根森田		2		溪間工・山腹工			
森吉		2	1	溪間工・山腹工			
小又		2	1	溪間工・山腹工			
浦田		2		溪間工・山腹工			
阿仁町		吉田	1		溪間工		
		中村	1		溪間工		
		菅草鉦山	1		溪間工		
		長畑	1		溪間工		
		打当	1	1	溪間工		
		荒瀬	3	2	溪間工・山腹工・地すべり防止工		
		幸屋	1		溪間工		
		幸屋渡	2		溪間工・山腹工		
		根子	2	1	溪間工・山腹工		
		笑内	1		溪間工		
		比立内	2	1	溪間工・山腹工		
		伏影	1		溪間工		
		小様	2	1	溪間工・山腹工		
		戸島内	2	1	溪間工・山腹工		
合川町		木戸石	2	1	溪間工・山腹工		
		増沢	1		溪間工		
	新田目	2		溪間工・山腹工			
上小阿仁村		仏社	2	1	溪間工・山腹工		
		五反沢	2	1	溪間工・山腹工		
		南沢	2		溪間工・山腹工		
		小沢田	2		溪間工・山腹工		
		大林	2	1	溪間工・山腹工		
		沖田面	2		溪間工・山腹工		

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の 計画			
能代市	能代市	常盤	5	1	溪間工・山腹工		
		浅内	3	2	溪間工・防潮工・植栽		
		母体	1		溪間工・山腹工		
		中沢	1	1	山腹工		
		桧山	2		本数調整伐・山腹工		
		天内	2	1	溪間工・山腹工		
		久喜沢	1		本数調整伐		
		荷八田	1		山腹工		
		外割田	3	1	溪間工・山腹工		
		須田	2	1	溪間工・防潮工		
		田床内	2	2	溪間工・山腹工		
		檜山	1		山腹工		
		二ツ井町	田代	1		溪間工	
			山根	1		山腹工	
	仁鮎		3		溪間工・山腹工		
	小掛		2		溪間工・山腹工		
	荷上場		5	3	溪間工・山腹工		
	梅内		8	3	溪間工・山腹工		
	藤里町	藤里町	種	5	3	溪間工・山腹工	
			麻生	1		山腹工	
切石			2	1	溪間工・山腹工		
大沢			3		本数調整伐・溪間工		
藤琴			10	4	溪間工・山腹工		
粕毛			3		溪間工		
三種町	琴丘町	太良鉦山	5	3	溪間工・山腹工		
		鹿渡	1	1	本数調整伐		
	山本町	上岩川	5	2	溪間工		
		下岩川	4	1	本数調整伐		
	八竜町	豊岡金田	1	1	山腹工		
		森岳	1	1	溪間工・山腹工		
八峰町	八森町	大口	1	1	本数調整伐		
		浜田	1		本数調整伐		
	峰浜村	八森	11	3	溪間工・山腹工		
		目名湯	4	2	溪間工・植栽工		
		石川	4	1	溪間工・山腹工		
		水沢	6	2	溪間工・山腹工・植栽工		
		沼田	3	1	溪間工・防潮工 本数調整伐		
塙	3		溪間工				
男鹿市	男鹿市	船越	3	1	本数調整伐・防潮工		
		北浦	2	2	山腹工、本数調整伐		
		五里合	2	1	本数調整伐		
		入道崎	1		本数調整伐		
		船川港	11	7	山腹工、本数調整伐		
		戸賀	3	2	山腹工		
		脇本	6	5	本数調整伐・山腹工		
		男鹿中	4	1	溪間工・山腹工		
		戸賀戸賀	3	2	溪間工・山腹工		
		戸賀塩浜	7	3	溪間工・山腹工		
	戸賀浜塩谷	2	2	溪間工・山腹工			
	若美町	野石	2	2	植栽工		
		福米沢	1	1	山腹工		
		角間崎	1	1	山腹工		
富津内		5	3	溪間工・山腹工			
五城目町	五城目町	馬場目	4	2	溪間工・山腹工		
		五城目	2	1	本数調整伐		
		小池	2	1	溪間工		
		内川	5	4	溪間工・山腹工		
潟上市	天王町	天王	3	1	本数調整伐・防潮工		
	昭和町	上蛇川	2	2	本数調整伐		
	飯田川町	飯田川	1	1	溪間工・山腹工		
八郎潟町	八郎潟町	浦大町	1	1	溪間工		
大潟村	大潟	3	2	本数調整伐・植栽工			
合 計			364	158			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

単位 面積：ha

特定 保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等				その 他必 要な 事項	旧市町 村名	
		番号	所 在		面積	伐 採					
			位 置	林小班		種類	面積	方法			時期
干害 防備	三種町	1	下岩川	39-46	26.91	間伐	26.91	間伐率20%	R10.3.31		
			計		26.91		26.91				
合計					26.91		26.91				

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

ア 保安林の施業方法

区 分	内 容		
伐 採 の 方 法	主 伐	原則として伐採種を定めない	水源かん養保安林、防風保安林、干害防備保安林、防霧保安林
		原則として択伐による	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する	なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする	伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木
	間 伐	主伐に係る伐採の禁止を受けない森林	樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受ける森林	原則として伐採を禁止する

伐採の限度	主	<p>1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である 1 箇所当たりの伐採区域の限度は 20ha 以下とする。 <math>A = F / U + \alpha</math>      A : 1 伐採年度の皆伐面積計 F : 同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U : 標準伐期齢 <math>\alpha</math> : 前伐採年度の総年伐採面積の残量</p> <p>2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅 20 メートル以上の帯状の森林を残置する。</p> <p>3 択伐 (1) 択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は 40% (2) 択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は 30% ※ 成長量の算出方法：(択伐前の立木材積) - (前回の択伐後の材積)</p>
	間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を越えないこと。
植樹	方法	満 1 年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。
	樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において適確な更新が可能である高木性の広葉樹

保安林の種類	面積 ha
水源かん養保安林	26,416
土砂流出防備保安林	10,857
土砂崩壊防備保安林	601
飛砂防備保安林	1,031
防風保安林	905
水害防備保安林	3
干害防備保安林	2,206
なだれ防止保安林	263
防霧防備保安林	1
落石防止保安林	0
防火保安林	7
航行目標保安林	0
保健保安林	2,118
風致保安林	68
合計	44,477

- (注) 1 所在及び面積については、別表 1 参照。  
2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しません。  
3 「0」は掲載単位に満たないものです。

## イ 自然公園の施業方法

種類	内 容
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は現在の蓄積の10%以下とする。 ※県立公園の場合、造林地は択伐とし、択伐率は用材林にあつては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては60%以下とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林は択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。</p> <p>2 択伐率は用材林にあつては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては60%以下とする。</p> <p>3 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものとする。</p> <p>4 皆伐法による場合は次のとおりとする。 (1) 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 (2) 一伐区の面積は2ha以下であること。ただし、疎密度0.3より多く立木を残す場合は集団施設地区等、その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が、皆伐法により伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (4) 集団施設地区等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く）において行われるものでないこと。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域の森林は、施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面積 ha
国立公園	第一～二種特別地域	73
国定公園	第一種特別地域	448
	第二種特別地域	1,027
	第三種特別地域	2,311
県立公園	第一～三種特別地域	3,201

(注) 所在及び面積については、別表2、4参照

## ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の30%以内の択伐とします。ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合であつて、伐区を努めて分散させるときに限り2ha以内の皆伐を行うことができます。なお、立木の伐採等を行う場合は「秋田県自然環境保全条例」の規定に基づき、知事の許可が必要です。

自然環境保全特別地区	25 ha
------------	-------

注) 所在及び面積については、別表3参照

## エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の施業方法

伐採の方法を制限しなければ、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるも

のについては、伐採種は択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林については、伐採種は定められていません。なお、立木の伐採等を行う場合は、「鳥獣保護管理法」に基づき、国指定特別保護区内は大臣、県指定特別保護区内は知事の許可が必要です。

鳥獣保護区特別保護地区	686 ha
-------------	--------

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

#### オ 林業種苗法・特別母樹林の施業方法

木材の伐採をする場合には、大臣の許可等が必要です。

特別母樹林	5 ha
-------	------

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

#### カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

指定地内で現状を変更し、またはその保全に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」の規定に基づき、文化庁長官等の許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地	300 ha
--------------	--------

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

#### キ 砂防指定地の施業方法

立木竹の伐採については「砂防法」の規定により、知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,473 ha
-------	----------

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

#### ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

立木竹の伐採については「急傾斜地法」の規定により、知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	124 ha
------------	--------

注) 所在及び面積については、別表 3 参照

### (2) 森林の保護及び管理

#### ア 森林の保護に関する事項

森林の病害虫・獣害等による被害の防除・山火事の予防や、気象災害の早期発見・復旧等に努め、健全な森林の育成を図ります。

また、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生へ向け、ボランティア等との協働により対策を進めます。

## イ 森林の巡視に関する事項

保安林の管理と山地災害等の早期発見のために巡視員を配置し、森林の管理に努めます。  
松くい虫やナラ枯れの被害区域及び被害の恐れのある区域は、重点的に巡視を行い、被害の早期発見と拡大防止に努めます。

## ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

保安林については、標柱・看板を計画的に設置し、維持管理に努めます。  
山火事防止については、標識の設置や山火事予防のPR活動により山火事予防の啓蒙に努めます。

## 2 その他必要な事項

### (1) 水と緑の条例に関する事項

#### 「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年4月施行）」

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止等機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」や「第3の4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の『施策の方向性』に基づいた森林施業を実施します。

#### ① 健全な生態系の回復・維持

##### ● 健全な生態系の維持

- ・秋田の自然条件に合った在来の樹種であるブナ、ミズナラ、スギ等からなる生態系が安定した森林づくりを進める。
- 生物多様性の確保
  - ・動植物の生息地等を確保するため、尾根筋、沢筋等については、混交林化・広葉樹林化を図る。

#### ② 良好な景観の形成

##### ● 健全な生態系の維持

- ・四季の変化に富む森林づくりのため、里山を中心として、混交林化や広葉樹林を図る。
- ・美しい景観を形成する海岸マツ林等の保全を図る。

#### ③ 人と自然との豊かなふれあい

##### ● ふれあいの森林づくり

- ・森林浴などのレクリエーションや森林学習の場として、広葉樹林を主体とした森林空間の創出を図る。

別表1 保安林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	004,005,007,009,012,013,014,021,022,030,037, 038,039,040,041,043,042,044,056,057,058,066, 070,071,091,092,094,095,107,110,116,124,127, 128,129,130,131,132,133,135,136,137,138,141, 145,146,147,149,154,157,159,162,164,165,166, 167,181,186,187,188,189,190,191,196,198	3,465.81	
	小坂町	002,007,008,009,010,011,013,014,016,017,018, 025,026,027,028,029,030,031,033,032,037,038, 039,040,041,043	1,436.40	
	大館市		6,438.16	
	大館市	002,013,017,018,022,024,025,026,029,030,031, 032,033,034,035,036,037,038,039,040,041,058, 059,060,063,068,069,071,072,073,075,076,083, 097,100,102,105,106,108,113,117,118,120,121, 124,126,129,130,131,132,133,134,138,148,152, 154,155,159,160,161,162,163,167,169	3,535.28	
	比内町	017,018,020,021,022,023,024,049,050,051,052, 053,059,060,061,062,063,064,065,066,067,069, 071,073,087,088,097,099,101,104,107,108	1,942.24	
	田代町	013,023,030,033,034,035,036,037,038,039,048, 049,054,055,056,060,063,064,076,077,078,079, 080,081,093,094,101	960.64	
	北秋田市		5,248.68	
	鷹巣町	002,003,004,005,007,015,066,068,071,121,128, 129,130,142,143,148	537.37	
	森吉町	029,036,040,041,060,069,071,086,088	389.16	
	阿仁町	005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,022, 023,024,025,026,027,028,030,035,037,039,044, 045,046,047,048,049,051,055,056,058,072,079, 090,097	3,824.43	
	合川町	047,056,057,058,059,060	497.72	
	上小阿仁村	009,015,016,017,018,024,025,027,028,030,050, 054,055	667.63	
	能代市		1,636.08	
	能代市	009,019,032,033,034,035,036,037,038,056,057, 058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068, 076,079,080,081,135	1,435.43	
	二ツ井町	031,060,067,070,071,075,077,078,079	200.65	
	藤里町	001,004,006,033,047,048,053,054,055,056,057, 058,059,060,061,062,063,064,074,077,079,092	719.92	
	三種町		42.90	
	琴丘町	050,079	19.56	
	山本町	029,040	23.34	
	八峰町		5,931.23	
	八森町	001,002,004,007,034,035,036,037,038,039,040, 067,074,075	682.26	
	峰浜村	003,004,006,008,009,010,011,012,013,014,015, 016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026, 027,038,045,046,047,048,049,050,051,052,053, 054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064, 065,066,067,068,069,070,071,078,079,080,081, 082,083,084,085,089,091,092,093,094	5,248.97	
	男鹿市		261.12	
	男鹿市	016,061,084,085,105,106	261.12	
	潟上市		31.32	
	昭和町	025	31.32	
五城目町	021,037,038,039,043,077,078,082	355.36		
井川町	008,009,010,011,012	181.63		
	合計	26,416.24		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
土砂流出 防備保安林	鹿角市	005,027,029,030,031,032,034,041,048,049,062,063,064,065,067,090,103,104,105,106,108,109,110,111,112,113,114,121,122,123,124,125,135,150,151,164,165,170,171,172,178,179,180,182,183,193,194,198,199,200,201,204,205,206	1,339.84	
	小坂町	001,006,008,009,018,019,020,022,023,034,037,038,042,045	144.47	
	大館市		1,742.76	
	大館市	002,003,004,005,012,022,023,025,032,062,074,075,077,080,082,085,086,144,161,172	352.64	
	比内町	012,013,014,024,029,032,033,038,039,040,041,042,048,054,055,065,072,073,074,077,100,105,106,108,109,112,113	569.42	
	田代町	018,026,029,038,039,042,043,044,045,046,047,062,063,064,065,082,085,092,094,097	820.70	
	北秋田市		2,968.09	
	鷹巣町	006,007,008,009,011,012,015,016,019,022,023,024,025,030,032,033,035,036,051,052,059,071,080,105,117,118,121,123,125,129,148,154,160,163	883.99	
	森吉町	014,015,017,018,019,037,038,039,040,041,047,048,049,050,051,053,055,056,059,060,061,063,065,067,075,079,081,082,083,089	776.86	
	阿仁町	002,004,005,014,016,018,019,020,021,022,029,031,033,039,044,048,054,059,060,064,071,073,078,079,080,083,084,085,089,092,093,095,096,097,098,099,100,102,103,108,109	1,029.78	
	合川町	001,003,004,005,006,032,040,054,058	277.46	
	上小阿仁村	001,002,006,007,011,015,021,022,036,038,059,060,063	181.93	
	能代市		694.63	
	能代市	044,050,051,056,063,065,072,082,083,093,094,096,099,100,101,102,107,109,112,114,119,132	317.62	
	二ツ井町	001,004,006,012,014,017,021,022,023,024,025,026,027,036,037,056,058,060,067,068,069,070,071,075	377.01	
	藤里町	001,004,011,012,013,014,017,022,023,025,026,027,029,031,032,036,037,040,041,042,043,053,063,064,067,068,069,070,072,073,074,077,078,079,083,084,085,087,088,089,090,091,092	1,109.70	
	三種町		884.82	
	琴丘町	004,006,042,044,050,051,054,055,056,057,058	320.08	
	山本町	030,049,051,052,054,055,056,057,058,059,060,063,064,065	564.74	
	八峰町		1,281.93	
	八森町	002,003,007,016,018,019,020,021,022,023,033,045,056,060,061,063,064,066,067,072	797.19	
	峰浜村	003,004,028,029,030,031,032,033,034,035,046,049	484.74	
	男鹿市		235.14	
	男鹿市	010,015,036,040,046,051,066,072,089,099,100,101,102,103,104,105,106,107,111,112,113,114,126,128,129	235.14	
	潟上市		0.17	
	昭和町	002	0.17	
	五城目町	003,019,034,035,043,058,059,064,072,077,092,095,096,097,099,100,106,108,109,110,113,114,116,118	269.16	
八郎潟町	003	4.51		
合計		10,857.15		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域(林班)			
土砂崩壊 防備保安林	鹿角市	001,006,009,010,013,015,016,017,018,019,048, 049,061,063,066,069,071,073,074,083,104,106, 107,135,150,165,167,175,182,183,185,193,195	93.23		
	小坂町	003,004,005,006,008,012,013,014,015,016,020, 022,024,034,035,036,037,039,042,045	35.93		
	大館市		18.67		
		大館市	001,022,051,062,067,080	8.69	
		比内町	114	0.36	
		田代町	041,051,053,057,064,070	9.62	
		北秋田市		173.99	
		鷹巣町	002,006,009,013,014,015,017,018,021,022,029, 034,040,042,057,059,103,129,167,168	82.11	
		森吉町	029,034,036,037,038,039,068,079,080,083	18.13	
		阿仁町	029,033,054,072,101,108	14.78	
		合川町	001,003,008,009,038,040,044,045	58.97	
		上小阿仁村	010,012,024,039,058,062,063	29.97	
		能代市		96.16	
		能代市	070,083,103,107,121,122,127,131,132	11.14	
		二ツ井町	001,007,009,018,022,023,026,031,032,039,040, 041,049,054,056,058	85.02	
		藤里町	009,010,011,022,029,069,072	16.42	
		三種町		16.97	
		琴丘町	002,006,007,008,012,027,032,052,058	10.03	
		山本町	023,024,032,042,060	6.94	
		八峰町		2.13	
		八森町	005,042	1.78	
		峰浜村	091	0.35	
		男鹿市		74.06	
		男鹿市	004,006,007,008,010,011,020,021,025,026,036, 041,044,049,051,062,064,071,075,076,078,089, 091,094,098,099,102,103,107,108,116,117,120, 121,122,124,126,128,129,130,131,132,138,143, 144,145	72.06	
		若美町	002,004,007,018	2.00	
		潟上市		7.38	
		昭和町	017,019,020,026	5.84	
		飯田川町	001,002,006	1.54	
		五城目町	010,011,012,013,052,054,057,058,066,078,079, 080,082,085,086,094,112,116,121	35.85	
		合計		600.76	
飛砂防備 保安林	能代市		409.03		
	能代市	002,003,004,005,028,145,146,147,148,149,150, 151,152,153	409.03		
	三種町		75.75		
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	75.75		
	八峰町		226.05		
	八森町	064,077	5.85		
	峰浜村	001,038,039,040	220.20		
	男鹿市		41.77		
	男鹿市	147,148	29.63		
	若美町	019,020,021	12.14		
	潟上市		278.09		
天王町	002,004,005,006,007,008	278.09			
	合計		1,030.69		
防風 保安林	鹿角市	032	1.67		
	能代市		0.51		
	二ツ井町	038	0.51		
	三種町		1.39		
	八竜町	004	1.39		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考	
	市町村	区域(林班)			
	八峰町		16.36		
	八森町	077	7.78		
	峰浜村	001,040	8.58		
	男鹿市		267.46		
	男鹿市	054,059,061,067,088,089,090,095,096,098,108,109,110,120,140,141,142,147,148	249.29		
	若美町	014,015,017,018,021,022	18.17		
	潟上市		251.58		
	天王町	002,004,005,006,007	251.58		
	大潟村	001,002,003	366.33		
	合計		905.30		
水害防備 保安林	八峰町		3.07		
	峰浜村	001	3.07		
	合計		3.07		
干害防備 保安林	鹿角市	017,125	83.56		
	大館市		264.62		
	大館市	029,042,095,116,179	221.52		
	比内町	018,083,104,105	28.32		
	田代町	106	14.78		
	北秋田市		131.32		
	鷹巣町	017,024,025	45.18		
	阿仁町	035,038,039,050,051,070,071,115	35.00		
	合川町	006,011,012,017	51.14		
	上小阿仁村	051	38.88		
	能代市		47.76		
	能代市	098	47.76		
	藤里町	017,023	31.70		
	三種町		1,190.33		
	琴丘町	004,010,028,029,030,032,065,078,079	296.35		
	山本町	015,017,018,032,039,040,041,042,043,044,047,049,050,051,052,053,060,063,066,067,069	893.98		
	八峰町		61.07		
	八森町	008,009,010	61.07		
	男鹿市		38.60		
	男鹿市	080,081,132,133	38.60		
	潟上市		154.69		
	昭和町	002,005,013,022	154.69		
	五城目町	005,006,011,080	163.59		
	合計		2,206.12		
	なだれ防止 保安林	鹿角市	020,023,113,114,123,126,143,144,152,155,172,175	48.98	
		小坂町	016,030,035	7.73	
		大館市		83.74	
大館市		040,073,124	15.45		
比内町		023,024,048,054,056,057,067,074,077,101,112	68.29		
北秋田市			59.12		
鷹巣町		014,052,124	3.95		
森吉町		061,064,080,083	4.58		
阿仁町		026,027,030,036,054,058,073,085,089,095,098,103,106,109	50.59		
上小阿仁村		050	2.95		
能代市			27.20		
二ツ井町		032,039,047,071	27.20		
藤里町		038,039,045,046,068,069,072,080	14.13		
八峰町			2.44		
八森町		019	2.44		
男鹿市			11.20		
男鹿市		127	11.20		
五城目町	058,096,104	5.78			
合計		263.27			

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
防霧防備 保安林	北秋田市			
	鷹巣町	0.31,0.79	0.76	
	能代市			
	三ツ井町	083	0.02	
	合計		0.78	
落石防止 保安林	鹿角市	150	0.45	
	合計		0.45	
防火保安林	大館市		4.26	
	大館市	095	4.26	
	八峰町		2.78	
	八森町	045	2.78	
	合計		7.04	
航行目標 保安林	男鹿市		0.01	
	男鹿市	017	0.01	
	合計		0.01	
保健 保安林	鹿角市	017	77.73	
	小坂町	043	15.19	
	大館市		206.35	
	大館市	095,179	203.86	
	比内町	105	2.49	
	北秋田市		98.14	
	鷹巣町	017,024,025	45.18	
	阿仁町	035,038,039	11.78	
	合川町	011,012,017	41.18	
	上小阿仁村	051	38.85	
	能代市		357.64	
	能代市	002,003,005,036,037,038,146,147,148,149,150	357.64	
	藤里町	017,023	31.70	
	三種町		211.50	
	琴丘町	004,028,032	85.98	
	山本町	032,041	49.68	
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	75.84	
	八峰町		334.23	
	八森町	008,009,010,020,021,022,023,077	113.60	
	峰浜村	001,038,039,040	220.63	
	男鹿市		66.39	
	男鹿市	110,120,142,147	66.39	
	潟上市		523.87	
	天王町	002,004,005,006,007,0008	523.87	
	五城目町	005,006,011	156.37	
	合計		2,117.96	
	風致 保安林	小坂町	047	67.72
合計			67.72	

別表2 自然公園の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第一種 特別地域	小坂町	047	67.72	十和田八幡平
	合計		67.72	
国立公園 第二種 特別地域	小坂町	047	5.19	十和田八幡平
	合計		5.19	
国定公園 第一種 特別地域	男鹿市	001,002,006,087,098,099,104,107,109,110,111, 117,118,127	448.02	男鹿
	合計		448.02	
国定公園 第二種 特別地域	男鹿市	003,008,056,059,061,066,067,075,085,086,087, 090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100, 101,102,103,104,105,106,107,108,110,111,112, 115,116,117,126,127,128,129,130,132,133,137, 139	1,026.64	男鹿
	合計		1,026.64	
国定公園 第三種 特別地域	男鹿市	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,054, 057,071,072,074,075,076,079,080,081,082,083, 084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094, 095,096,097,098,099,107,111,112,113,114,115, 116,117,139,140,141,142	2,308.50	男鹿
	合計		2,308.50	
県立公園 第一種 特別地域	八峰町		53.87	
	八森町	001,068,072,073,074	53.87	八森岩館 秋田白神
	藤里町	016, 018	43.00	秋田白神
	合計		96.87	
県立公園 第二種 特別地域	上小阿仁村	044, 052, 053	5.75	太平山
	能代市		137.62	
	二ツ井町	034, 035, 037, 042, 043	137.62	きみまち阪
	八峰町		256.78	
	八森町	009, 022, 023, 024, 025, 026, 046, 057, 058, 059, 067, 068, 074	227.81	八森岩館 秋田白神
	峰浜村	016, 017, 018, 019	28.97	秋田白神
	藤里町	014, 015, 016, 017, 018	159.16	秋田白神
	五城目町	098, 099	19.80	太平山
	合計		579.11	
県立公園 第三種 特別地域	北秋田市		60.94	
	森吉町	061	58.32	森吉山
	阿仁町	088	2.62	森吉山
	上小阿仁村	051, 052, 053	233.38	太平山
	能代市		208.16	
	二ツ井町	033, 034, 035, 036, 037, 039	208.16	きみまち阪
	八峰町		1,892.66	
	八森町	001, 002, 003, 008, 009, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 034, 037, 038, 040, 045, 046, 057, 058, 059, 067, 068, 071, 072, 073, 074, 075	1,190.99	八森岩館 秋田白神
	峰浜村	015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022	701.67	秋田白神
	藤里町	017, 033, 048, 063, 069	144.95	秋田白神
五城目町	098, 099	43.41	太平山	
合計		2,583.50		

別表3 その他制限林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全特別地区	北秋田市		25.27	
	鷹巣町	074	0.35	鞍山風穴
	森吉町	047	3.39	小又風穴
	阿仁町	035, 036, 038	21.53	露熊山峡
	合計		25.27	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区 特別保護 地区	大館市		119.08	
	大館市	095	59.64	
	田代町	003, 004	59.44	
	北秋田市		174.53	
	鷹巣町	059,060	72.57	
	森吉町	040	10.17	
	阿仁町	035, 036, 038, 039	53.43	
	合川町	009	38.36	
	上小阿仁村	010, 011, 012, 013	43.40	
	能代市		251.99	
	能代市	056, 057	165.16	
	二ツ井町	034, 035, 036, 037	86.83	
	三種町		47.12	
	山本町	032	47.12	
	男鹿市		0.91	
	男鹿市	020	0.91	
	五城目町	011	49.26	
合計		686.29		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	男鹿市		5.08	
	男鹿市	075	5.08	
	合計		5.08	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡名勝天 然記念物	鹿角市		129	0.23
	北秋田市		21.05	
	鷹巣町	042,046,105	21.05	
	能代市		99.36	
	能代市	010,021,094,095,097,098,122,123,125	99.36	
	三種町		0.49	
	八竜町	010	0.49	
	男鹿市		176.27	
	男鹿市	007,119,121,122,123	176.27	
	五城目町	011	2.74	
合計		300.14		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
砂防指定地	鹿角市	026,048,090,107,143,144,152,153,154,155,156,157,158,160,162,177,178,193,194,195	642.73		
	小坂町	002,006,007,019,020	34.49		
	大館市			231.80	
		大館市	075,085,098,122,123	54.34	
		比内町	047,048,058,099,100	41.35	
	北秋田市	田代町	042,043,061,062,106	136.11	
				151.89	
		鷹巣町	021,060,071,092,096,167	51.65	
		森吉町	026	15.26	
	上小阿仁村	阿仁町	033,057,072,084,087,094,098,101,107,114	81.14	
		合川町	032	3.84	
				33.81	
	能代市		019,058,060,064	181.99	
		能代市	055	0.96	
		二ツ井町	001,002,032,045,046,047,048,049,056,061,066,069	181.03	
	藤里町		012,073	2.13	
	三種町			6.09	
		琴丘町	033	6.09	
	八峰町			157.15	
		八森町	005,006,007,044,067	128.82	
		峰浜村	035,066,067,068	28.33	
	男鹿市			9.21	
		男鹿市	011,043	9.21	
五城目町		031,041,105,113	21.55		
	合計		1,472.84		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
急傾斜地崩壊危険区域	鹿角市	010,049,088,093,100,106,184,195	21.32		
	小坂町	003,005,008,034,045,046	5.48		
	大館市			7.92	
		大館市	013,017,119,124	4.44	
		田代町	037,051	3.48	
	北秋田市			17.11	
		鷹巣町	108	0.50	
		森吉町	079,080	3.73	
		阿仁町	033,100	12.88	
	上小阿仁村		001,062,063,064	13.84	
	能代市			9.12	
		能代市	019,024,094,095,098,118,122	6.73	
		二ツ井町	031,038,039,045,046,082	2.39	
	藤里町		029,069,073	1.27	
	三種町			13.79	
		琴丘町	059,060	0.25	
		山本町	007,048	12.25	
		八竜町	001,009,010,019	1.29	
	男鹿市			25.14	
		男鹿市	003,004,006,007,008,011,014,019,020,021,025,026,067,068,069,076,090,091,093,098,099,103,104,105,108,129	19.63	
		若美町	002,004,005,006	5.51	
	潟上市			5.57	
		昭和町	004,005,007,009,011,022,026	4.65	
飯田川町		002,004,007	0.92		
五城目町		035,057,097	3.12		
八郎潟町		002,003	0.16		
	合計		123.84		

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳1)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	124	0.06	土砂流出防備保安林
	小坂町	043	15.19	保健保安林
	大館市		37.32	
	大館市	073	10.82	なだれ防止保安林
	比内町	023,067	25.38	なだれ防止保安林
	田代町	063	1.12	土砂流出防備保安林
	能代市		105.56	
	能代市	036,037,038	91.95	保健保安林
	二ツ井町	060,070	13.61	土砂流出防備保安林
	藤里町	053	0.23	土砂流出防備保安林
	三種町		19.51	
	琴丘町	050	19.26	土砂流出防備保安林
	琴丘町	079	0.25	干害防備保安林
	八峰町		67.67	
	八森町	007	0.37	土砂流出防備保安林
	峰浜村	003,049	65.11	土砂流出防備保安林
	峰浜村	038	2.19	保健保安林
	五城目町	043	8.20	土砂流出防備保安林
	合計		253.74	
	土砂流出 防備保安林	鹿角市	124	0.06
大館市			2.77	
比内町		112	1.65	なだれ防止保安林
田代町		063	1.12	水源かん養保安林
北秋田市			8.95	
鷹巣町		059	5.74	土砂崩壊防備保安林
森吉町		037	3.21	土砂崩壊防備保安林
能代市			13.61	
二ツ井町		060,070	13.61	水源かん養保安林
藤里町		053	0.23	水源かん養保安林
三種町			23.63	
琴丘町		050	19.26	水源かん養保安林
琴丘町		058	1.60	土砂崩壊防備保安林
山本町		051,052	2.77	干害防備保安林
八峰町			105.87	
八森町		007	0.37	水源かん養保安林
八森町		020,021,022,023	40.39	干害防備保安林
峰浜村		003,049	65.11	水源かん養保安林
男鹿市			1.16	
男鹿市		099,107	1.16	土砂崩壊防備保安林
五城目町		10.18		
五城目町	043	8.20	水源かん養保安林	
五城目町	096	1.98	なだれ防止保安林	
合計		166.46		
土砂崩壊 防備保安林	小坂町	016	0.14	なだれ防止保安林
	北秋田市		8.95	
	鷹巣町	059	5.74	土砂流出防備保安林
	森吉町	037	3.21	土砂流出防備保安林
	能代市		1.51	
	二ツ井町	032	1.51	なだれ防止保安林
	三種町		1.60	
	琴丘町	058	1.60	土砂流出防備保安林
	男鹿市		1.16	
	男鹿市	099,107	1.16	土砂流出防備保安林
五城目町	080	2.01	干害防備保安林	
合計		15.37		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)	
	市町村	区域 (林班)			
飛砂防備 保安林	能代市		249.22		
	能代市	002,005,146,147,148,149,150	249.22	保健保安林	
	三種町		74.45		
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	74.45	保健保安林	
	八峰町		199.19		
	八森町	077	4.36	保健保安林	
	峰浜村	001,038,039,040	194.83	保健保安林	
	男鹿市		4.06		
	男鹿市	147	4.06	保健保安林	
	潟上市		273.69		
	天王町	002	0.70	防風保安林	
天王町	002,004,005,006,007,008	272.99	保健保安林		
	合計		800.61		
防風 保安林	三種町		1.39		
	八竜町	004	1.39	保健保安林	
	八峰町		16.36		
	八森町	077	7.78	保健保安林	
	峰浜村	001,040	8.58	保健保安林	
	男鹿市		62.33		
	男鹿市	110,120,142,147	62.33	保健保安林	
	潟上市		251.58		
	天王町	002	0.70	防風保安林	
	天王町	002,004,005,006,007	250.88	保健保安林	
	合計		331.66		
干害防備 保安林	鹿角市		017	77.73	保健保安林
	大館市			206.35	
	大館市	095,179	203.86	保健保安林	
	比内町	105	2.49	保健保安林	
	北秋田市			98.14	
	鷹巣町	017,024,025	45.18	保健保安林	
	阿仁町	035,036,039	11.78	保健保安林	
	合川町	011,012,017	41.18	保健保安林	
	上小阿仁村	051	38.85	保健保安林	
	藤里町	017,023	31.70	保健保安林	
	三種町			138.68	
	琴丘町	079	0.25	水源かん養保安林	
	琴丘町	004,028,032	85.98	保健保安林	
	山本町	051,052	2.77	土砂流出防備保安林	
	山本町	032,041	49.68	保健保安林	
	八峰町			61.07	
	八森町	008,009,010	61.07	保健保安林	
	五城目町			158.38	
	五城目町	080	2.01	干害防備保安林	
	五城目町	005,006,011	156.37	保健保安林	
	合計		810.90		
なだれ防止 保安林	小坂町		016	0.14	土砂崩壊防備保安林
	大館市			37.85	
	大館市	073,124	10.82	水源かん養保安林	
	比内町	023,067	25.38	水源かん養保安林	
	比内町	112	1.65	土砂流出防備保安林	
	能代市			1.51	
	二ツ井町	032	1.51	土砂崩壊防備保安林	
	五城目町	096	1.98	土砂流出防備保安林	
	合計		41.48		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)	
	市町村	区域(林班)			
保健 保安林	鹿角市	017	77.73	干害防備保安林	
	小坂町	043	15.19	水源かん養保安林	
	大館市		206.35		
		大館市	095,179	203.86	干害防備保安林
		比内町	105	2.49	干害防備保安林
		北秋田市		98.14	
		鷹巣町	107,024,025	45.18	干害防備保安林
		阿仁町	035,036,039	11.78	干害防備保安林
		合川町	011,012,017	41.18	干害防備保安林
		上小阿仁村	051	38.85	干害防備保安林
		能代市		341.17	
		能代市	036,037,038	91.95	水源かん養保安林
		能代市	002,005,146,147,148,149,150	249.22	飛砂防備保安林
		藤里町	017,023	31.70	干害防備保安林
		三種町		211.50	
		琴丘町	004,028,032	85.98	干害防備保安林
		山本町	032,041	49.68	干害防備保安林
		八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	74.45	飛砂防備保安林
		八竜町	004	1.39	防風保安林
		八峰町		319.20	
		八森町	020,021,022,023	40.39	土砂流出防備保安林
		八森町	077	4.36	飛砂防備保安林
		八森町	077	7.78	防風保安林
		八森町	008,009,010	61.07	干害防備保安林
		峰浜村	038	2.19	水源かん養保安林
		峰浜村	001,038,039,040	194.83	飛砂防備保安林
		峰浜村	001,040	8.58	防風保安林
		男鹿市		66.39	
		男鹿市	147	4.06	飛砂防備保安林
		男鹿市	110,120,142,147	62.33	防風保安林
		潟上市		680.24	
		天王町	002,004,005,006,007,008	272.99	飛砂防備保安林
		天王町	002,004,005,006,007	250.88	防風保安林
	五城目町	005,006,011	156.37	干害防備保安林	
	合計		2,242.83		

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳2)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	藤里町	048,063	49.95	県立公園 第三種特別地区
	八峰町		900.35	
	八森町	074	13.16	県立公園 第二種特別地区
	八森町	001,002,034,037,040,067,075	156.55	県立公園 第三種特別地区
	峰浜村	016,017,018,019	28.97	県立公園 第二種特別地区
	峰浜村	015,016,017,018,019,020,021,022	701.67	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		109.15	
	男鹿市	061,085,105,106	104.23	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	084	4.92	国定公園 第三種特別地区
	合計		1,059.45	
土砂流出 防備保安林	能代市		41.40	
	二ツ井町	037	1.75	県立公園 第二種特別地区
	二ツ井町	036,037	39.65	県立公園 第三種特別地区
	藤里町		34.85	
	藤里町	014	10.01	県立公園 第二種特別地区
	藤里町	017,063	24.84	県立公園 第三種特別地区
	八峰町		190.37	
	八森町	022,023	125.05	県立公園 第二種特別地区
	八森町	022,023	35.26	県立公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	八森町	002,016,018,019,045,067,072	65.32	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		100.21	
	男鹿市	099,100,101,102,103,104,105,106,107,111	36.41	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	010,072,089,111,112,113,114	63.80	国定公園 第三種特別地区
	合計		366.83	
土砂崩壊 保安林	藤里町	069	1.05	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		30.72	
	男鹿市	099	3.13	国定公園 第一種特別地区
	男鹿市	008,075,099,102,103,107,108,116	15.03	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	004,006,007,010,071,076,089,091,094,107,117	12.56	国定公園 第三種特別地区
	合計		31.77	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)	
	市町村	区域(林班)			
防風 保安林	男鹿市		213.73		
	男鹿市	098,109,110	99.37	国定公園 第一種特別地区	
	男鹿市	110	17.37	国定公園 第一種特別地区 (保健保安林)	
	男鹿市	059,061,067,090,096,098,108,110	53.15	国定公園 第二種特別地区	
	男鹿市	110	7.38	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)	
	男鹿市	054,088,089,095,096,140,141	24.11	国定公園 第三種特別地区	
	男鹿市	142	12.35	国定公園 第三種特別地区 (保健保安林)	
	合計			213.73	
干害防備 保安林	上小阿仁村		38.55		
	上小阿仁村	051	0.03	県立公園 第三種特別地区	
	上小阿仁村	051	38.52	県立公園 第三種特別地区 (保健保安林)	
	藤里町		31.06		
	藤里町	017	3.05	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)	
	藤里町	017	28.01	国立公園 第三種特別地区 (保健保安林)	
	八峰町		16.69		
	八森町	009	16.69	国立公園 第三種特別地区 (保健保安林)	
	男鹿市		33.15		
	男鹿市	132,133	13.75	国定公園 第二種特別地区	
	男鹿市	081	19.40	国定公園 第三種特別地区	
	合計			119.45	
	なだれ防止 保安林	男鹿市		11.20	
男鹿市		127	8.80	国定公園 第一種特別地区	
男鹿市		127	2.40	国定公園 第二種特別地区	
合計			11.20		

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
保健保安林	上小阿仁村		38.85	
	上小阿仁村	051	38.85	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	藤里町		28.01	
	藤里町	017	3.05	県立公園 第二種特別地区 (干害防備保安林)
	藤里町	017	24.96	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	八峰町		51.45	
	八森町	022,023	35.26	県立公園 第二種特別地区 (土砂流出防備保安林)
	八森町	009	16.19	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
風致保安林	小坂町	047	67.72	国立公園 第一種特別地区
	合計		67.72	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳3)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複指定制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	154,157	52.74	砂防指定地
	小坂町	007	22.28	砂防指定地
	北秋田市		18.79	
	阿仁町	035,039	18.79	鳥獣保護特別保護区
	能代市		165.16	
	能代市	056,057	165.16	鳥獣保護特別保護区
	八峰町		33.03	
	八森町	007	19.95	砂防指定地
	八森町	007	0.03	砂防指定地 (土砂流出防備保安)
	峰浜村	066,067,068	13.05	砂防指定地
	合計		292.00	
土砂流出 防備保安林	鹿角市	090,178	5.48	砂防指定地
	大館市		23.39	
	田代町	062	23.39	砂防指定地
	北秋田市		25.20	
	鷹巣町	059	25.20	鳥獣保護特別保護区
	能代市		2.83	
	二ツ井町	037	2.83	鳥獣保護特別保護区
	八峰町		0.03	
	八森町	007	0.03	砂防指定地 (水源かん養保安林)
	合計		56.93	
土砂崩壊 防備保安林	鹿角市	107	1.31	砂防指定地
	北秋田市		10.77	
	鷹巣町	059	0.45	鳥獣保護特別保護区
	鷹巣町	059	5.54	鳥獣保護特別保護区
	鷹巣町	042	0.12	史跡名勝特別保護区
	合川町	009	4.66	鳥獣保護特別保護区
	三種町		4.06	
	山本町	032	4.06	鳥獣保護特別保護区
	男鹿市		8.32	
	男鹿市	121,122	5.47	史跡名勝特別保護区
	男鹿市	011,021,098	0.66	急傾斜指定地
	男鹿市	004	2.08	急傾斜指定地 (国定公園第三種特別地区)
	若美町	004	0.11	急傾斜指定地
	潟上市		0.92	
	飯田川町	002,004,007	0.92	急傾斜指定地
合計		25.38		
干害防備 保安林	大館市		56.93	
	大館市	095	56.02	鳥獣保護特別保護区
	北秋田市			
	阿仁町	035,039	0.91	鳥獣保護特別保護区
	三種町		18.17	
	山本町	032	18.17	鳥獣保護特別保護区
五城目町	011	44.36	鳥獣保護特別保護区	
合計		119.46		
なだれ防止 保安林	北秋田市		3.96	
	阿仁町	036	3.96	鳥獣保護特別保護区
	合計		3.96	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
防火保安林	大館市		3.62	
	大館市	095	3.62	鳥獣保護特別保護
	合計		3.62	
保健保安林	大館市		56.93	
	大館市	095	56.02	鳥獣保護特別保護 区
	阿仁町	035,039	0.91	鳥獣保護特別保護 区
	三種町		18.17	
	山本町	032	18.17	鳥獣保護特別保護 区
	五城目町	011	44.36	鳥獣保護特別保護 区
	合計		119.46	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(自然公園種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
国定国立公園 第二種特別地	男鹿市		8.43	
	男鹿市	075	5.08	特別母樹林
	男鹿市	003,093,099,103,104,105,108	3.35	急傾斜指定地
	合計		8.43	
国定国立公園 第三種特別地	男鹿市		3.20	
	男鹿市	007	0.04	史跡名勝天然記念物
	男鹿市	004,008,011,090,091,093	1.08	急傾斜指定地
	男鹿市	004,006	2.08	急傾斜指定地 (土砂崩壊防備保安林)
合計		3.20		
県立公園 第二種特別地	能代市		55.67	
	二ツ井町	034,035	55.67	鳥獣保護特別保護地区
	合計		55.67	
県立公園 第三種特別地	能代市		29.06	
	二ツ井町	035,036,037	29.06	鳥獣保護特別保護地区
	八峰町		0.76	
	八森町	067	0.76	砂防指定地
	合計		29.82	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(その他制限林種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	男鹿市		5.08	
	男鹿市	075	5.08	国定国立公園第二種特別地区
	合計		5.08	
自然環境保全 特別地区	北秋田市		21.26	
	阿仁町	036,038	21.26	鳥獣保護特別保護地区
	合計		21.26	
砂防指定地	男鹿市		0.28	
	男鹿市	011	0.28	急傾斜指定地
	北秋田市		0.69	
	鷹巣町	071	0.69	急傾斜指定地
	合計		0.97	
鳥獣保護特別 保護地区	北秋田市		21.26	
	阿仁町	036,038	21.26	自然環境保全特別地区
	合計		21.26	
史跡名勝天然 記念物	能代市		1.98	
	能代市	122	1.98	急傾斜指定地
	合計		1.98	
急傾斜指定地	能代市		1.98	
	能代市	122	1.98	史跡名勝天然記念物
	北秋田市		0.69	
	鷹巣町	071	0.69	砂防指定地
	男鹿市		0.28	
	男鹿市	011	0.28	砂防指定地
合計		2.95		